

(証券コード：3249)
平成26年9月10日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
産業ファンド投資法人
執行役員 倉都 康行

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書に賛否をご記入の上、平成26年9月29日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第41条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書により議決権を行使されない場合、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年 9 月30日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 1 号
東京會館11階「シルバールーム」
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第 1 号議案 規約一部変更の件
- 第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件
- 第 3 号議案 監督役員 2 名選任の件
- 第 4 号議案 補欠執行役員 1 名選任の件
- 第 5 号議案 補欠監督役員 1 名選任の件

以 上

<お願い>

- ◎ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方 1 名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。

<ご案内>

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.iif-reit.com/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 平成25年6月19日に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号。以下「改正法」といいます。）に基づき、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といい、改正法による改正が全面的に施行された後の投信法を「改正投信法」といいます。）が改正されることに伴い、以下の変更を行います。

- ① 改正投信法の内容が明らかになる前に改正投信法にできる限り対応すべく新設した第5条第3項ないし第5項、及び、第53条ないし第55条を削除します。
- ② その上で、改正投信法により認められることとなる投資主との合意による本投資法人の投資口の有償取得を可能とするため、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めるべく、第7条第2項を新設します。更に、この改正については、関連する投信法の改正の施行日に効力を生じる旨を規定すべく、第53条を新設します。
- ③ 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成28年9月5日及び同日以後遅滞なく招集され、以降、隔年毎の9月5日及び同日以後遅滞なく招集され、また、必要あるときは随時招集される旨を規定すべく、第33条第2項を修正します。また、変更後第33条第2項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については公告を要しない旨を規定すべく、第33条第3項を新設します。更に、これらの改正については、関連

する投信法の改正の施行日に効力を生じる旨を規定すべく、第55条を新設します。

- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）が改正されたことに伴い、主として不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へに定める不動産等資産をいいます。）に投資して資産の運用を行う旨の定めを規定するため、第10条を修正します。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）の改正により特定資産（投信法施行令第3条に定める特定資産をいいます。以下同じです。）に該当する資産が追加された場合に、本投資法人の投資対象の明確化及び拡大をすべく、第11条第1項第7号及び第8号を新設します。この改正については、関連する投信法施行令の改正の施行日に効力を生じる旨を規定すべく、第54条を新設します。また、本投資法人の特定資産以外の投資対象を一部拡大すべく、第11条第2項第4号を新設します。
- (4) 不動産等匿名組合出資持分について、より適切な方法及び基準で資産評価を行うため、第18条第3号を修正します。
- (5) 投資法人債の発行に関する費用を本投資法人が負担することを明確化するため、第32条第2項第11号を修正します。
- (6) その他、字句の修正を行うとともに、条文整備等のために、所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第5条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1. ～2.（記載省略）</p> <p><u>3. 本投資法人は、法令に従い、投資主に対し、本投資法人に対して行使することにより本投資法人の投資口の交付を受けることができる権利（以下「新投資口予約権」という。）の割当てを行うことにより、新投資口の募集及び発行を行うことができる（以下「ライツ・オファリング」という。）。</u>この場合、新投資口予約権の内容及び数その他のライツ・オファリングに必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議により定める。</p> <p><u>4. 本投資法人は、役員会の決議によって法令で認められる範囲内で欠損填補を目的として出資総額又は出資剰余金の額を減少することができる。</u></p> <p><u>5. 本投資法人は、法令で認められる範囲内で、役員会の決議をもって市場取引その他の法令に定める方法によって自己の投資口を取得することができる。</u></p>	<p>第5条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1. ～2.（現行どおり）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第7条（投資主の請求による投資口の払戻し）</p> <p>本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条（投資主の請求による投資口の払戻し及び自己の投資口の取得）</p> <p><u>1. 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</u></p> <p><u>2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第10条（資産運用の基本方針）</p> <p>本投資法人は、中長期にわたり安定した収益を確保し、また、運用資産を着実に成長させることを目指して、本投資法人の資産を運用する。</p>	<p>第10条（資産運用の基本方針）</p> <p>本投資法人は、中長期にわたり安定した収益を確保し、また、運用資産を着実に成長させることを目指して、<u>主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第105条第1号へに定める不動産等資産をいう。）</u>に投資して、本投資法人の資産を運用する。</p>
<p>第11条（資産運用の対象）</p> <p>1. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、<u>主として</u>以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1)～(6)（記載省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第11条（資産運用の対象）</p> <p>1. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(6)（現行どおり）</p> <p><u>(7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含む。）第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備（ただし、不動産に該当するものを除く。）（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）</u></p> <p><u>(8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。その後の改正を含む。）（以下「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」という。）第2条第7項に定める公共施設等運営権（以下「公共施設等運営権」という。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。</p> <p>(1) 特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。その後の改正を含む。）第2条第2項に定めるものをいう。）を行う選定事業者（同法第2条第5項に定めるものをいう。）に対する出資の持分（ただし、特定資産に該当するものを除く。）</p> <p>(2)～(3)（記載省略）</p> <p>（新設）</p> <p>3. 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(9)（記載省略）</p> <p>(10) 貸付信託法（平成18年法律第109号。その後の改正を含む。）第2条に定める貸付信託の受益証券</p>	<p>2. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。</p> <p>(1) 特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第2項に定めるものをいう。）を行う選定事業者（同法第2条第5項に定めるものをいう。）に対する出資の持分（ただし、特定資産に該当するものを除く。）</p> <p>(2)～(3)（現行どおり）</p> <p>(4) <u>施設の所有者から付与された、当該施設の運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む。）を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利（特定資産に該当するものを除く。）</u></p> <p>3. 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(9)（現行どおり）</p> <p>(10) 貸付信託法（昭和27年法律第195号。その後の改正を含む。）第2条に定める貸付信託の受益証券</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. 本投資法人は、不動産等又は不動産関連資産の投資に関連して、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とする。）及び特定の不動産に付随する商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）第18条第1項に規定する商標権、同法第30条第1項に規定する専用使用権、同法第31条第1項に規定する通常使用権、温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人の基金拠出者の地位（基金返還請求権を含む。）、会社法（平成17年法律第86号）に定める合同会社の社員たる地位その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適当と認められるものを取得することができる。</p> <p>5. ～7.（記載省略）</p>	<p>4. 本投資法人は、不動産等又は不動産関連資産の投資に関連して、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とする。）及び特定の不動産に付随する商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）第18条第1項に規定する商標権、同法第30条第1項に規定する専用使用権、同法第31条第1項に規定する通常使用権、温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。<u>その後の改正を含む。</u>）に定める一般社団法人の基金拠出者の地位（基金返還請求権を含む。）、会社法（平成17年法律第86号。<u>その後の改正を含む。</u>）に定める合同会社の社員たる地位その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適当と認められるものを取得することができる。</p> <p>5. ～7.（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第18条（資産評価の方法及び基準）</p> <p>(1)～(2)（記載省略）</p> <p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 匿名組合の資産である不動産、 不動産の賃借権及び地上権につ いては、前2号に従って評価 し、また、匿名組合の資産であ る金融資産については、一般に 公正妥当と認められる企業会計 の慣行に従って評価した後に、 これらの資産合計額から匿名組 合の負債合計額を控除して計算 した匿名組合の純資産額の本投 資法人の出資持分に相当する金 額をもって、匿名組合出資持分 を評価する。</p> <p>(4)～(8)（記載省略）</p>	<p>第18条（資産評価の方法及び基準）</p> <p>(1)～(2)（現行どおり）</p> <p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 不動産等匿名組合出資持分につ いては、取得価額に匿名組合の 損益の純額に対する持分相当額 を加減した価額をもって評価す る。</p> <p>(4)～(8)（現行どおり）</p>
<p>第26条（金銭の分配の支払方法）</p> <p>本投資法人は、決算期現在の最終の 投資主名簿に記載又は記録のある投 資主又は登録投資口質権者に対し て、その所有口数に相当する金銭の 分配の支払を行う。当該支払は、原 則として決算期から3か月以内に、 必要な税金を控除した後に行われ る。</p>	<p>第26条（金銭の分配の支払方法）</p> <p>本投資法人は、決算期現在の最終の 投資主名簿に記載又は記録のある投 資主又は登録投資口質権者に対し て、その所有口数、又は登録投資口 質権の対象となる投資口の口数（登 録投資口質権者の場合）に相当する 金銭の分配の支払を行う。当該支払 は、原則として決算期から3か月以 内に、必要な税金を控除した後に行 われる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第32条（費用）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（記載省略） 2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。 <p>(1)～(10)（記載省略）</p> <p>(11) <u>本投資法人の運営に要する費用</u></p> <p>(12) <u>その他前各号に類する費用で役員会が認めるもの</u></p> <p>（新設）</p>	<p>第32条（費用）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（現行どおり） 2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。 <p>(1)～(10)（現行どおり）</p> <p>(11) <u>投資法人債の発行に関する費用</u></p> <p>(12) <u>本投資法人の運営に要する費用</u></p> <p>(13) <u>その他前各号に類する費用で役員会が認めるもの</u></p>
<p>第33条（投資主総会の招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（記載省略） 2. <u>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により通知を発するものとする。</u> <p>（新設）</p>	<p>第33条（投資主総会の招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（現行どおり） 2. <u>本投資法人の投資主総会は、平成28年9月5日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の9月5日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</u> 3. <u>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により通知を発するものとする。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとする。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第48条（役員¹の賠償責任の免除）</p> <p>本投資法人は、投信法第115条の6第7項に基づき、役員¹の投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員¹が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員¹の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議をもって、法令に定める限度において、免除することができる。</p>	<p>第48条（役員¹の賠償責任の免除）</p> <p>本投資法人は、投信法第115条の6第7項に基づき、役員¹の投信法第115条の6第1項の賠償責任について、当該役員¹が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員¹の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議をもって、法令に定める限度において、免除することができる。</p>
<p>第53条（<u>ライツ・オフアリング</u>）</p> <p><u>第5条第3項の新設にかかる改正は、投資法人による新投資口予約権の発行を認める投信法の改正の施行の日に効力を生じる。また、ライツ・オフアリングを行うために必要な場合には、第5条第3項の規定は、当該改正法の規定に従い読み替えるものとする。</u></p>	<p>第53条（<u>自己の投資口の取得</u>）</p> <p><u>第7条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める旨を定める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>
<p>第54条（<u>出資総額又は出資剰余金の額の減少</u>）</p> <p><u>第5条第4項の新設にかかる改正は、欠損填補を目的とする投資法人による出資総額又は出資剰余金の額の減少を認める投信法の改正の施行の日に効力を生じる。また、当該減少を行うために必要な場合には、第5条第4項の規定は、当該改正法の規定に従い読み替えるものとする。</u></p>	<p>第54条（<u>資産運用の対象の追加</u>）</p> <p><u>第11条第1項第7号及び第8号の新設は、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を特定資産に追加する旨を定める投信法施行令の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第55条 <u>(自己の投資口の取得)</u> <u>第5条第5項の新設にかかる改正は、投資法人による市場取引等を通じた自己の投資口の取得を認める投信法の改正の施行の日に効力を生じる。なお、当該改正法において、自己の投資口の取得を実施するにあたりその上限を定めることを要する場合には、本投資法人における上限は、当該施行の日における本投資法人の発行済投資口の総口数に2分の1を乗じた数(改正法においてこれを下回る数が定められた場合は、その数)とする。また、自己の投資口の取得を実施するために必要な場合には、第5条第5項の規定は、当該改正法の規定に従い読み替えるものとする。</u></p>	<p>第55条 <u>(一定の日及び同日以後の投資主総会の招集及び公告の省略)</u> <u>第33条第2項及び第3項にかかる改正は、投資主総会の招集手続における公告の省略を認める旨を定める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>

3. 第1号議案に関する参考事項

本投資法人は、平成26年8月18日開催の役員会において、平成26年12月31日（水曜日）最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の所有投資口1口につき、2口の割合をもって分割する旨を決定いたしました。

かかる投資口分割に伴い、平成27年1月1日（木曜日）を効力発生日として、投信法第81条の3第2項により準用される会社法第184条第2項の規定に基づき、投資主総会の決議によらず、役員会の決議により本投資法人の規約を以下のとおり一部変更する予定です。

詳細については、平成26年8月18日付「投資口の分割及び規約の一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

現 行 規 約	変 更 後 規 約
第5条（発行可能投資口総口数等） 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>400万口</u> とする。 （以下、記載省略）	第5条（発行可能投資口総口数等） 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>800万口</u> とする。 （以下、記載省略）

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である倉都康行から、本投資主総会の終結のときをもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。執行役員の任期は、現行規約第44条の定めにより、平成26年9月30日から2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成26年8月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(くら つ やす ゆき) 倉 都 康 行 (昭和30年6月23日)	昭和54年4月 株式会社東京銀行 入社 昭和57年8月 バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル ロンドン 昭和59年8月 バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル ホンコン 昭和60年12月 株式会社東京銀行 資本市場第三部 部長代理 平成元年9月 バンク・オブ・トウキョウ・キャピタルマーケット ロンドン アソシエイト・ディレクター 平成8年4月 バンカーズ・トラスト マネージング・ディレクター 平成9年8月 チェース・マンハッタン銀行 マネージング・ディレクター 平成13年4月 リサーチアンドブライシングテクノロジー株式会社 代表取締役 (現任) 平成17年3月 株式会社沖縄金融特区研究所 取締役 平成17年12月 株式会社フィスコ・コモディティ 取締役 平成19年3月 本投資法人 執行役員就任 (現任) 平成19年6月 セントラル短資オンライントレード株式会社 (現セントラル短資FX株式会社) 非常勤監査役 平成21年3月 セントラル短資FX株式会社 監査役 (現任) 現在に至る	0口

(注) 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
また、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である滝口勝昭及び本多邦美の2名から、本投資主総会の終結のときをもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。監督役員の任期は、現行規約第44条の定めにより、平成26年9月30日から2年間となります。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律及び現行規約第42条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	(たき ぐち かつ あき) 滝口勝昭 (昭和16年9月1日)	昭和38年11月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ会計士事務所 昭和57年6月 同 パートナー 昭和58年11月 同 ニューヨーク事務所 日系企業担当部日本連絡責任者 昭和60年6月 監査法人三田会計社設立 代表社員 平成2年2月 監査法人トーマツ 合併により監査法人トーマツ代表社員 平成9年6月 同 常務代表社員 同 戦略ビジネス部門代表 平成13年6月 監査法人トーマツ エグゼクティブマネジメントグループ メンバー デロイトトウシュートーマツ ボードオブディレクター メンバー デロイトトウシュートーマツ ガバナンスコミティー メンバー 平成16年9月 DTTグローバルマニュファクチャリングインダストリーグループ 会長 平成19年1月 滝口勝昭公認会計士事務所 所長(現任) 平成19年2月 財団法人(現公益財団法人)石橋財団 監事 平成19年3月 本投資法人 監督役員就任(現任) フェニックス・キャピタル株式会社 非常勤監査役(現任) 日本リバイバル・インベストメンツ株式会社 常勤監査役(現任) 中央大学専門職大学院国際会計研究科 特任教授 平成19年4月 ゴールドバック株式会社 非常勤監査役 平成19年6月 基礎地盤コンサルタンツ株式会社 非常勤監査役 平成20年6月 日特建設株式会社 非常勤監査役(現任) 平成22年2月 財団法人(現公益財団法人)石橋財団 理事(現任) オリエンタル白石株式会社 非常勤監査役(現任) 平成24年6月 O S J Bホールディングス株式会社 非常勤監査役(現任) 平成25年6月 株式会社富士テクニカ宮津 非常勤監査役(現任) 現在に至る	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
2	(ほん だ く み) 本 多 邦 美 (昭和47年3月10日)	平成11年4月 常松・築瀬・関根（現長島・大野・ 常松）法律事務所 平成12年3月 春木・澤井・井上（現東京丸の内） 法律事務所 平成14年9月 モリソン・フォースター法律事務所 平成15年8月 春木・澤井・井上（現東京丸の内） 法律事務所（現任） 平成19年3月 本投資法人 監督役員就任（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
また、上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合、または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成26年8月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
<small>(ふか い とし あき)</small> 深井 聡明 (昭和43年10月25日)	平成3年4月 ミサワホーム株式会社 入社 戸建住宅営業グループ	0口
	平成6年8月 財団法人(現一般財団法人)日本不動産研究所 横浜支所	
	平成10年1月 同 システム評価部	
	平成12年6月 同 調査企画部 鑑定役	
	平成13年10月 米国コロンビア大学・建築都市計画保存大学院 不動産開発修士課程修了	
	平成14年1月 財団法人(現一般財団法人)日本不動産研究所 証券化プロジェクト室 鑑定役	
	平成15年1月 GEリアルエステート株式会社 バリュエーションマネージャー	
	平成15年10月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 不動産投資部 シニアマネージャー	
	平成20年5月 同 リテール本部 不動産投資部長	
	平成25年9月 同 インダストリアル本部長(現任)	
	平成26年8月 同 インダストリアル本部 不動産投資部長(現任) 現在に至る	

(注) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
また、上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のインダストリアル本部長です。なお、上記補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

補欠監督役員宇佐美豊の選任に係る決議は、本投資主総会の開始のときをもって効力を失います。つきましては、監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
<p>(う さ み ゆたか) 宇佐美 豊 (昭和33年4月28日)</p>	<p>昭和59年10月 監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 国際部 平成元年7月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）駐在 平成2年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ドイツ）駐在 平成5年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ベルギー）駐在 平成8年9月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）国内監査部門 平成11年8月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）短期駐在 平成12年4月 監査法人太田昭和センチュリー（現新日本有限責任監査法人）リスクマネジメント部長 平成18年10月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 平成18年11月 マネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社 代表取締役（現任） 平成23年9月 西川計測株式会社 社外監査役（現任） 平成24年4月 国立大学法人政策研究大学院大学 監事（現任） 平成24年7月 株式会社パデコ 社外監査役（現任） 平成26年9月 東京海上プライベートルート投資法人 監督役員（現任） 現在に至る</p>	<p>0口</p>

(注) 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第41条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

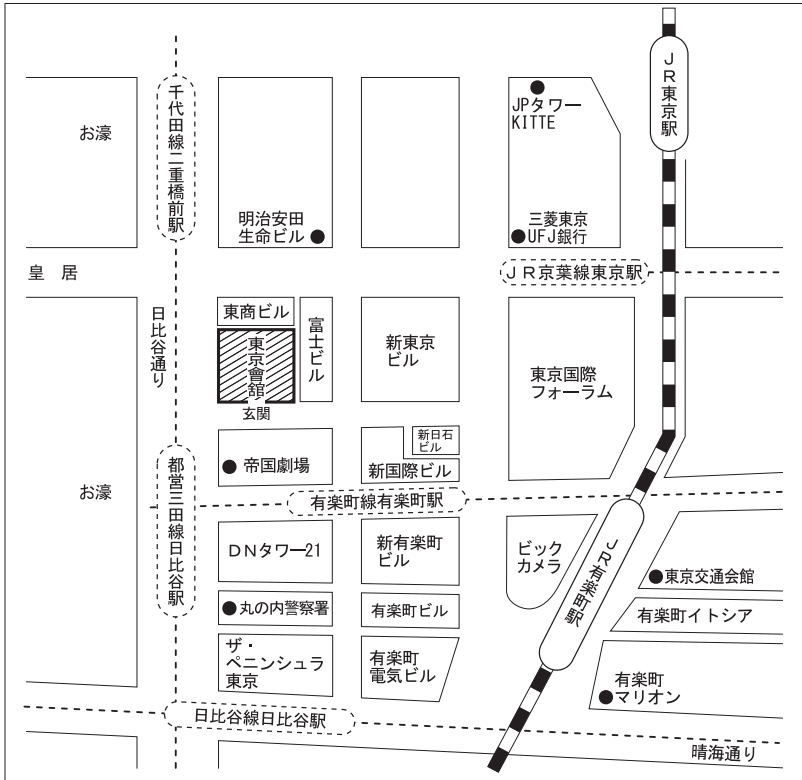
会場：東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館11階「シルバールーム」

電話：03-3215-2111

交通：JR

地下鉄

東京駅	丸の内南口より徒歩10分
京葉線東京駅	6番出口より徒歩3分
有楽町駅	国際フォーラム口より徒歩5分
千代田線	二重橋前駅より徒歩5分
有楽町線	有楽町駅より徒歩5分
丸ノ内線	東京駅より徒歩15分
日比谷線	日比谷駅より徒歩10分
三田線	日比谷駅より徒歩5分



お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。